

木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業持続化給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスによって冬季の営業に著しい影響を受けた事業者の事業継続を下支えするため、木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業持続化給付金（以下、「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者は、令和2年12月1日時点で村内に事業所、又は住所があり、令和2年12月から令和3年3月の間の合計売上が、前年又は前々年の同期間と比較して30%以上減少している者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、売上減少額に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、給付金の上限額は平成30年又は令和元年の年間の売上及び減少割合に応じて次のとおりとする。

	減少割合	
平成30年 又は令和元年の 年間売上	30%以上	50%以上
200万円以上 500万円未満	10万円	20万円
500万円以上 1,000万円未満	20万円	40万円
1,000万円以上	30万円	60万円

(給付金の交付申請)

第4条 第2条に規定する給付対象者が、給付金を申請するときは、木島平村第三次新型

新型コロナウイルス対策事業持続化給付金交付申請書（請求書）（様式第1号）により、令和3年8月31日までに行うものとする。

（給付金の交付決定）

第5条 前条の規定により提出された申請書を受け取った場合には、速やかに内容を確認し、適当であると認めるときは、給付金を交付するものとする。

（給付金の交付）

第6条 給付金の交付は、1回限りとする。

（給付金の返還）

第7条 村長は、給付金を交付後、この要綱に反する事実を認めた時は、給付金の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業持続化給付金の交付を下記のとおり請求します。

交 付 請 求 額	円	
振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	
	支 所 ・ 支 店 名	
	口 座 種 別	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	(フ リ ガ ナ)	
	口 座 名 義 ※	